大麻泉小学校いじめ防止基本方針

（令和8年３月改訂）

【基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、

①全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

②いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（いじめ防止対策推進法第3条）

大麻泉小学校では、いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、江別市立大麻泉小学校のいじめ防止基本方針を策定した。令和５年北海道並びに江別市でも、「いじめ防止基本方針」が一部改訂されたことを受け、改定する。この基本方針のもとに、学校いじめ対策組織（以下、「いじめ問題対策委員会」という）の充実を図り、いじめを生まない学校づくりを推進する。全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、豊かな心と健やかな体を育成する教育を展開していく。

【いじめの定義、いじめの理解】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児　童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関係する問題（集団の問題）であることを認識する必要がある。いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第 202 条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法 204 条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第 222 条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第 208 条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第 223 条）
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第 176 条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第 235 条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第 249 条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、 その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等　（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。本校では学校運営の重点の一つに、いじめの「未然防止」に努めている。未然防止をはじめ、いじめ対応に関する課題解決のため、「いじめ問題対策委員会」を適宜開催する。

■いじめ問題対策委員会■

ア　目的　・事故や問題行動の実態確認と適切な処置や指導について共通理解を図ると共に、再発防止に努めるよう協議する。
　　・大麻泉小学校いじめ防止基本方針に則り、情報の迅速な共有、事実関係の把握等を行い、対応を協議する。

イ　組織　・校長、教頭、教務部、生徒指導部、特別支援コーディネーター、該当学年担任、養護教諭、必要に応じてその他の職員・外部関係者

ウ　運営　・必要に応じて、生活部校内生活係・管理職が招集する。・司会進行・記録は生活部で行なう。

■いじめ問題対策委員会における年間計画■

月	いじめ問題対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者地域との連携
4･9	「大麻泉小学校いじめ防止基本方針」の確認、	・挨拶運動（年間）	・児童生徒、保護者への相談窓口	・「大麻泉小学校いじめ防止基本方針」の資料配布 ・入学式での「大麻泉小学校いじめ防止基本方針」
5 ～ 3	全教職員での実態把握と取組	・教育相談の手法を取り入れた学級づくり ・いじめ撲滅集会	・いじめアンケートの実施（年3回） ・個人面談 ・生活アンケート（児童・保護者）の実施	
7･12	いじめアンケートを踏まえた検証会議			
8･ 1	校内研修-SSW から学ぶ-			

PDCAサイクル

【いじめの未然防止】

■いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。全ての児童に「いじめは決して許されない」ことであることについて理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にする。

■児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり推進する。

■児童に対して、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土を醸成する。

■教職員は、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
特に配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会活動やネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。

【いじめ防止のための具体的取組】

□学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む活動を推進する。

□豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育に努める。

□いじめゼロを目指した児童会活動（児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動）を充実させる。

□異学年交流を充実させ、“他者から認められる、他者の役に立っている”という、自己有用感を高める。

□いじめに関する校内研修を年に複数回行い、全ての教職員の共通理解を図るとともに、資質能力の向上を図る

□学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、“いじめを生まない、いじめを許さない”環境づくりを構築する。

□いじめ未然防止プログラム、および早期発見・事案対処マニュアルの策定を行う。

□校内研修も含めた、学校いじめ対策組織がより実効性の高い機能となるよう、改善・充実を図る。

□学校いじめ防止基本方針やいじめ未然防止の活動や取組など学校ＨＰ・学校だよりで公表し、保護者・地域等と連携を図る。

特に配慮が下記児童生徒は日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童生徒。
- 支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童生徒。
- 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒。
- 性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童生徒。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒。

・未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。

・学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

【早期発見】

■いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり「いじめ見逃しゼロ」を目指し、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

■いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、“いじめではないか”との疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、情報を共有することが重要である。

■日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保たなければならない。

■児童からの相談に対しては、学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

【早期発見のための具体的取組】

□早期発見のための具体策として、北海道教育委員会が実施するアンケートや江別市独自のアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。“児童生徒がいじめと感じる”と思えば・感じれば、迅速に初期対応に当たる。

□個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。

□いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

□いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

□けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【いじめへの対処】

■いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童の安全を確保する。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。

■加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。

■教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解しておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備に努める。

■学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員に任せず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し報告し、学校の組織的な対応につなげる。

■各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

■いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

■いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。

■これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

■いじめは単に、謝罪をもって安易に解消するものではない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

・被害児童生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

■学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児　童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する　責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に　至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、　情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

■いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが　再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策】

■インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。

■教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】
□ネットモラル教室の実施　□ネットパトロールの実施　□ネットマナーの向上を目指した児童会活動
□児童が主体となったネット利用ルールづくり（「えべつスマート4ルール」の啓発・徹底）

【重大事態への対処】

１．重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第２８条）

○第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

○第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

○児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

２．学校による調査

（１）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

（２）調査主体

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

（３）調査を行う組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

（４）事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となった行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の話をていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

（５）心のケア、情報発信

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（６）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに必要に応じて経過報告をする。

（７）市長への報告

調査結果は、市長に報告する。（６）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

３．調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１）再調査

① 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設置し、再調査を行う。

② 調査組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

① 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

②市長は、小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

【その他対策に関する重要事項】

江別市いじめ防止基本方針の策定後においても、国・道の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、学校いじめ防止基本方針について、策定状況をはじめ、いじめの防止等のための取組に対して、教育委員会から必要な指導・援助を受けながら、協働的に取り組む。

【いじめ問題対策委員会議と専門機関・地域との連携】

■いじめ問題対策委員会の役割は、以下のようなものがある。

・いじめの未然防止のため、いじめを生まない・いじめを許さない環境づくりを行う役割
・学校いじめ対策組織の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割
・いじめの相談・通報の窓口としての役割
・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
・いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

・いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修割を行う役割
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
・学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

■社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要である。また、いじめの問題について、ＰＴＡや地域の関係機関と連携する体制を構築することも必要である。

■いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

■心理や福祉の専門家については、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどの協力を求める。